

# 「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」

テルモ株式会社

テルモ株式会社（以下、当社）は、「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」（以下「本指針」）を自社の指針として定め、当社の事業活動に伴う医療機関・医療関係者等への資金提供実績の情報を公開いたします。

## 1. 指針策定にあたって

当社は、事業領域が医療機器と医薬品等の多岐に亘っているという事業実態を踏まえ、本指針策定にあたっては、臨床研究法を遵守するとともに、日本医療機器産業連合会「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」、日本臨床検査薬協会「体外診断用医薬品の企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」及び再生医療イノベーションフォーラム「FIRM 会員企業における医療機関等との関係の透明性ガイドライン」の各ガイドラインの内容を十分検討した上で、当社の事業実態に即した指針として再構成いたしました。

## 2. 目的

当社と医療機関・医療関係者等との関係の透明性及び信頼性を確保することにより、当社の事業活動が医学・薬学・医療工学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していること、および企業活動は高い倫理性を担保した上で行われていることについて、広く理解を得ることを目的としています。

## 3. 公開方法

テルモ株式会社のウェブサイト等を通じて、年度の資金提供実績を当該年度の決算終了後適切な時期に公開いたします。

## 4. 公開時期

各年度分を翌年度に公開します。

## 5. 公開対象

### A. 研究費開発費等

日本医療機器産業連合会の透明性ガイドラインの改定に伴い、2020 年度（2019 年度データ）より A.研究費開発費等の公開方法を変更します。

臨床研究法、医薬品医療機器等法における GCP/GVP/GPSP 省令等の公的規制や各種指針のもとで実施される研究・調査等に要した費用が含まれます。

- ・ 特定臨床研究費

提供先施設等の名称等※1：〇〇件〇〇円

- ・ 倫理指針に基づく研究費  
提供先施設等の名称※2：〇〇件〇〇円
- ・ 臨床以外の研究費  
年間の件数・総額、提供先施設等の名称
- ・ 臨床試験費（治験費）  
提供先施設等の名称※2：〇〇件〇〇円
- ・ 製造販売後臨床試験費  
提供先施設等の名称※2：〇〇件〇〇円
- ・ 副作用・感染症症例報告費、不具合・感染症症例報告費  
提供先施設等の名称※2：〇〇件〇〇円
- ・ 製造販売後調査費  
提供先施設等の名称※2：〇〇件〇〇円
- ・ その他研究開発関連費用  
年間の総額

※1：「研究識別番号」「資金の提供先」「研究実施医療機関名」「研究責任医師名」等を公開する。

※2：「提供先施設等の名称」は契約内容に基づいて、「施設名」「施設内組織名」「個人の所属・役職・氏名」を公開する。

なお、2018年3月以前の契約に基づく費用は、以下のように公開します。

- ・ 共同研究費  
年間の総額
- ・ 委託研究費  
年間の総額
- ・ 臨床試験費  
年間の総額
- ・ 製造販売後臨床試験費  
年間の総額
- ・ 副作用・感染症症例報告費、不具合・感染症症例報告費  
年間の総額
- ・ 製造販売後調査費  
年間の総額

## B. 学術研究助成費

医療技術の学術振興や研究助成を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金、および学会等の会合開催費用を支援するための学会等寄附金、学会等共催費等が含まれます。なお、「学会等共催費等」には、会合開催に付随するセミナー等の共催費、広告掲載料、出展料などが含まれます。

- ・ 奨学寄附金  
○○大学○○教室：○○件○○円
- ・ 一般寄附金  
○○大学(○○財団)：○○件○○円
- ・ 学会等寄附金  
第○回○○学会(○○地方会・○○研究会)：○○円
- ・ 学会等共催費等  
第○回○○学会 ○○セミナー：○○円

### C. 原稿執筆料等

自社医療機器・医薬品等の適正使用、医学・医療等に関する情報等提供のための講演や原稿執筆、コンサルティング等業務の委託に関する費用が含まれます。

- ・ 講師謝金  
○○大学(○○病院)○○科○○教授(部長)：○○件○○円
- ・ 原稿執筆料・監修料  
○○大学(○○病院)○○科○○教授(部長)：○○件○○円
- ・ コンサルティング等業務委託費  
○○大学(○○病院)○○科○○教授(部長)：○○件○○円

### D. 情報提供関連費

医療関係者に対する自社医療機器・医薬品等の適正使用、安全使用等の情報提供に必要な講演会等会合、模擬実技指導、説明会等の費用が含まれます。

- ・ 講演会等会合費  
年間の件数・総額
- ・ 説明会費  
年間の件数・総額
- ・ 医学・薬学・医療工学関連文献等提供費  
年間の総額

### E. その他の費用

社会的儀礼としての接遇等の費用が含まれます。

- ・ 接遇等費用  
年間の総額

以上

制定：2012年3月15日  
改定：2018年5月1日

改定：2019年9月1日

改定：2020年5月1日

改定：2023年5月1日